

委員 長 歳入は一括審査といたします。ページ20ページの町税から51ページの町債までの審査を行います。御質問のある委員は挙手をお願い申し上げます。

寺嶋委員 それでは、ページ21、地方税の収入未済額が、この前説明のときにあったんですけど、6,053万円残っておりますが、その要因。それからですね、滞納者への対策ということで、収納対策について伺います。

委員 長 2点でよろしいですか。

寺嶋委員 2点。

委員 長 2点ですね。

寺嶋委員 要因と収納対策。

資産税係長 収入未済のうち大部分を占めているのが固定資産税という形になっております。固定資産税の収納に関しましては、以前からその土地をお持ちの方に大きな課税がされてまして、ただその、やっぱり不動産は持っていてもやっぱり現金収入がないですとか、そういったことでなかなかその収入化につなげることができてない状況です。ただ、その土地を滞納処分といって差し押さえたりですとか、そういったことを行いながら滞納者の方と調整をして、例えば、ここを売って現金化するですとか、そういったことも昨年度にやっております。ただし、そこまで大きな収入につながっておりませんので、今後もそういったところは課題としては残っております。

町民税係長 2番目の質問の滞納整理のほうについて説明申し上げます。滞納整理につきましては、まず滞納となった方について催告書という形で文書で送っています。また、併せまして、訪問できる方、電話連絡できる方等については、直接本人とコンタクトを取る形で納税のほうをお願いしていますが、それがですね、なかなかうまくいかないといった場合については、財産、預金であったり家屋とか、そういったもの、生命保険とかもそうですけれども、調査をしまして、差押えという形で滞納処分をすることによって、こちらのほうで押さえて現金化をして、町税として収納していくということを行っておりますので、そういった一連の流れの中で毎回個々人に対してやっていくものですから、それぞれの個人に対して常にそういった形のサイクルで物事を動かしていくという形で、年

間の中で滞納整理というのを行っています。また、夜間滞納整理とかですね、決算等々の時期が近づいたときには、そういった形で、特に強化をする体制をもって滞納整理のほうにも当たっている状況です。以上です。

寺 嶋 委 員 では、再度ですけれども、特に固定資産税が多くあるので、差押え等をやっているということなんですけれども、あと滞納者への足を運ぶなどやっているということなんです。収納対策員とかそういう専門の方は何か確保したり、あとは滞納整理に当たったり、そういうようなことは何かされたのか、あとは考えているのか、お伺いします。

それから、最近、滞納といいますか、納入するときにキャッシュレス納付とか、そういうのがありますけれども、そういう新たな収納向上対策はどのように考えていますか。

資 産 税 係 長 収納に関する対策としまして、先ほどおっしゃっていただきました収納対策員を雇用させていただいております。令和3年度については、1月1日からさせていただいております。この方の調査ですとか、そのほか職員の能力向上といいますか、そういったところで研修をやっていただいたりですとか、そういった個人だけではなくて庁内全体で収納体制がよくなるような、そういった利点もごございます。

町 民 税 係 長 2点目のですね、キャッシュレス決済のほうについてのお話のほうを伝えます。キャッシュレス決済が今できる形で、税とですね、料と、水道料とかも含めまして、今納付書にバーコードがあると思うんですけど、そちらでコンビニでの納付もそうですし、スマートフォンをお持ちの方については、P a y P a yとかL I N E P a yといった手段で、そのバーコードを読み込むことでお支払いのほうは頂けているという形になっています。

そもそもスマートフォン決済を導入した理由が、コロナがこうやってはやる中で、なるべく人と接触しない方法で納付できるようにということで、そういった方向性での納税手段を増やすといった形でこれを加えています。納税手段を増やした中でですね、スマートフォン、コンビニとか、ある程度こちらのほうで増えたとは思っていますので、納税者の方が納められないような理由みた

いなのは少なくなったというのは感じています。ですので、今後の予定といたしましては、これはちょっと別の話になるんですが、全国的に今地域、地方税共通納税のシステムというのが令和5年度から新たなものとして導入されていく予定となっていますので、そういった制度のですね、全体的な変化に合わせて、町のほうとしても収納としてこういった手段を増やしていくのか、こういったものを残していくのかというのは検討していきたいとは思っていますけれども、今のところ現場としては、十分な納税方法の手段は確保されているのではないかとこのように考えております。以上です。

寺 嶋 委 員 町税の収入とか滞納についてはこれで終わります。

次に、45ページのふるさと応援寄附金なんですけれども、申込み件数はどのくらいあるのか。前年度の、最近の実績との、前年とか、対比したものが分かればお知らせを頂きたいと思います。あと、寄附者の方にはどのような使い道を選んでいただいているのかね、また御意見とかそういうのがありましたらですね、お伺いします。

委 員 長 11番、当初申しましたとおり、質問は全てということでしたので、それでいいですか、もう。あとないですね。いいですね。

寺 嶋 委 員 それで、じゃあもう一つ。ふるさと納税の収入額を増やすための何か対策、方策、アイデアとかそういうのが、何か考えたことがありましたらお伺いします。以上です。

定住少子化対策係長 今、決算書45ページにございますふるさと応援寄附金の関係で3点ほど御質問を頂きました。申込み状況並びに寄附額の推移ということでございます。令和3年度におきましては5,237件、そして決算額につきましては決算書記載の1億200万円強の実績でございます。令和2年に比べまして200件ほど、約200件ほどですね、寄附の件数としては落ちておりますが、寄附額としては1,080万円ほどの増収であったということがまず1点でございます。

そしてですね、2番目、御質問がございました寄附を頂いた方の寄附者の用途ですね、こういったところに充ててもらいたいかという声があるかということでございまして、町ではですね、大きく6本の総合計画の柱に充当できるよ

うにしておりますが、それ以外にもですね、町にお任せと、町が認める事業であれば構いませんというような使途、使い方もございまして、大半、過半の方はですね、町が認める事業に使ってくださいというような形でお声を頂戴しております。

3点目、収入額だったりとかというところの増収のですね、方策はあるかというようなところかと思えます。手前どももですね、先ほど税務課からの答弁もございましたけれども、納付方法でマルチペイを導入したりだとか、あとはですね、返礼品の充実を図ったりだとか、そして、決算書にもございますけれども、ゴルフ場に新たに新規でですね、ふるさと納税の返礼品の機械を入れたりだとか、そういった努力をしております。以上でございます。

寺 嶋 委 員 終わります。

委 員 長 ほかに。

唐 澤 委 員 質問は1点です。51ページの雑入、目の12、雑入を具体的に教えてください。

委 員 長 51ページの雑入、具体的にですね。雑入ってどこにある、51ページにないじゃない。

唐 澤 委 員 51ページ、款、雑入。

委 員 長 ああ、これか。はい、はい、51ページの上から4段目。

唐 澤 委 員 はい、そうです。12の雑入。

委 員 長 12、雑入ね。

財 政 係 長 雑入の中の細節まで雑入というところの内容ということでよろしいですかね。かなり多くのいろいろなものが雑入として入ってございまして、大きなものでいきますと、ふれあい農林体験施設、ドッグランですね。ドッグランの借地料相当分としての負担金、これで130万円ほど。それとふれあい農園の地代相当分としての負担金、これが56万円ほど。そのほかはですね、古民家の旧安藤邸、これのですね、基礎納付分としての負担金、これが54万円ほど。またですね、寄出張所に対しまして、国民健康保険の診療所の電気料の負担金として、診療所分の負担金として57万円ほどというところが大きなところでございます。そのほか、小さいものはコピー代とかそういうものが入ってございます。以上で

す。

唐澤委員 分かりました。

齋藤委員 29ページの住宅使用料の収入未済額、100万3,100円、これの内訳と対応方法をどうされたのか、お願いします。

総務課長補佐 齋藤議員の御質問にお答えしたいと思います。こちらにつきましてはですね、内訳としましては、町営住宅の使用料に関する未済額の方ですね、こちらのほうが現年度で19万8,900円、過年度で3万6,600円。公的賃貸住宅、こちらにつきましては現年度分のみで1万6,400円です。あと優良賃貸住宅の使用料の現年度分としては5万3,700円と、過年度としては69万7,500円。トータルとしましては、現年度で26万9,000円と過年度で73万4,100円のものとなっております。こちらにつきましてはですね、それぞれこちらのほうから連絡をしながら、電話とかですね、直接来ていただいて交渉をさせていただいて納めていただいております。以上です。

井上委員 ページ25ページの地方消費税交付金と27ページの地方交付税についてお伺いをいたします。地方消費税交付金、本会議のほうの説明では、コロナの影響でということではありますが、2年度からですね、1,890万円ぐらい増えているということ、その影響というのは、コロナによって様々な購買が減少したのかなというふうには私は理解をしていますが、そのですね、2年度から3年度で増収をした説明と、併せて今後のですね、4年度以降のですね、地方消費税交付金の収入の見込みについての見解はどうかということをお願いいたします。

2点目は、ページ27ページ、地方交付税の普通交付税及び特別交付税です。これにつきましても、本会議のほうでですね、増減、2年度、3年度の決算増減額は3億900万ということで、かなりの額が増えています。これは3税が減少しているということで、収入額、基準財政収入額が減ったという見込みなのかなというふうにも思いますが、それにつきましてはですね、もう少し詳しい説明ですね。例えばページ432、433ページ辺りをですね、前年対比等でこうなるのでというふうなことの説明をお伺いをしたいのと、令和4年度以降のですね、収入の見込みをですね、財政担当としてはどう考えているのか、その2点をお

願いたします。

財 政 係 長 地方消費税のほうでございます。地方消費税の前年からの増えが大きいというところでございますけれども、当初、予算編成時はですね、地方消費税自体は、コロナの影響が大きくて購買意欲が減るところを見まして、地方財政計画の推移に準じて予算を編成したところでございます。実際蓋を開けてみますとですね、今回コロナの影響はほぼほぼなくですね、購買意欲自体は向上しまして、決算額のように大きな額で入ってきたというところでございます。消費税、今後の推移でございますけれども、少なくとも今回の令和3年度決算額を下回ることはないかなというところで来年度以降を見込んでいくところでございます。

次に、交付税ですね、地方交付税の普通交付税のほうでございますかね。そうしましたら、井上議員がおっしゃっていた決算書の432、433ページをお開き頂きまして、簡潔に説明させていただきますと、令和3年度、先ほど地方消費税の話でもございましたけれども、国税収入自体はですね、過去最大の国税収入になりまして、国として税を見込んでいたものを大幅に上回って税金が入ってきました。ここでですね、国としましては、その多く入ってきた分をですね、地方に還元しようというところで、地方交付税を増加で追加配分することが決まりました。その追加配分の決まったところがですね、この432ページの個別算定経費というところの左側ですね、左の列の一番下、下から2つ目、臨時経済対策費5,565万3,000円、それとその後、臨時財政対策債償還基金費6,510万2,000円、ここが追加で配分されたところでございます。前年から大きく上回った原因はここにあります。以上でございます。

井 上 委 員 地方消費税交付金についてはですね、今後は増ということですが、そんな大幅な増ということではなく、微増程度で引き続きですね、右肩上がり伸びていくという理解でよろしいでしょうか。

2点目のですね、地方交付税、普通交付税のほうはですね、その432ページの表のほうで臨時経済対策と臨時財政対策ということですね。その上の、多分地域デジタル社会推進費、これもですね、ゼロから、令和2年度がゼロだった

と思いますが、それから3年度、これは多分、たしかですね、3年度、4年度だけに限るといふ部分で、これらが増えたことによるということと理解ができました。以上でございます。

委員長 ほか。

平野委員 2点あります。45ページ、上から4段目の町有地売払い収入、これが、あまり額は大きくないものの、一体どれのことなのかということと、49ページ、一番下の創生推進拠点施設については、資料をちょっと頂いているようなので、その説明も併せてお聞きしたいんですが。特に運営状況、それから、最初のお約束で、いつも町が気をつけていることというようなことを議会からも言ったと思うんですが、その辺りがちゃんと連絡が密に取れているのか、その辺りも含めてお願いいたします。

総務課長補佐 まず最初に、町有地の売払いの収入なんですけれども、こちらにつきましてはですね、寄地区に1か所、庶子地区に1か所ということで、払下げのほうをしております。道のほうのですね、これを廃道ということでさせていただいて、この部分を各個人に払下げをしているような形となります。

平野委員 すみません、道のため、道の改良のためとおっしゃったの。

総務課長補佐 こちらの土地をですね…すみません、ごめんなさい。それぞれの方にですね、利用させていただくためにですね、こちらのほうの払下げをしているということになります。

定住少子化対策係長 拠点施設、ページ、決算書49ページでございます708万円の件で御質問を頂いております。本件につきましては、議会から提出要請がございました資料をお配りしておりますので、これに絡めながらの御説明ということでよろしいでしょうか。お手元にですね、令和3年度松田町創生推進拠点施設収支予測等というものをお出ししております。御用意頂ければと思います。本資料につきましては、逐一ですね、こういった形で議会にお示ししているところでございます。令和3年度版に焼き直してこの資料を作らせていただいているところでございます。

まず、1枚目の表でございます。令和2年度までは、国庫を頂きながら5か

年の推進事業をやっておりまして、国庫等を使つての起債額がございます。令和3年度、昨年につきましてはですね、事業者から事業負担金というものを町に頂きながらですね、町としては必要な修繕を行っていたというところで、収支としては600万円強の収支になっております。今後もですね、指定管理者から事業負担金を頂きながら、町としては修繕を行っていくというようなことを想定をしておりますので、今後の収支見込みとしては、このような形になっております。

2点目でございますが、裏にございます拠点施設の利用者数でございます。コロナ禍もございましたけれども、各入居をしておりますテナント事業者の努力等ございまして、令和3年度につきましては、令和2年度を約1万人上回る4万人ほどの利用実績がございました。そしてですね、拠点施設の入居状況につきましては、各本館等でですね、一部、小さな部屋ですけれども、空室があるものの、かなりの部分、埋まってきたというところでございます。そしてですね、町と指定管理者側でですね、どのような情報交換をしているかというところもございまして、こちらにつきましては、月1回、私がですね、行ってですね、スプラポの事業者の方々、社長さん方と、また指定管理者を含めながらですね、状況を把握をさせていただきまして、不都合がございましたらまた修繕等を実施いたしますし、何かイベント等をやりたいということであれば、広報等をですね、うちの広報紙に載せたりだとかという形で側面支援しまして、自走できるような形になっているというところでございます。以上でございます。

平野委員 ありがとうございます。いいです。

内田委員 1点お伺いします。ページ20ページと21ページにまたぐんですけど、固定資産税の関係でお伺いします。歳入は、先ほど同僚議員が質問しましたもので、歳入はいいんですけど、原則論というかね、ちょっとお聞きします。特に固定資産税の場合は、現況課税というのが原則だと思うんですけど、例えば、今まで農地だったのが、もう農地をやめちゃって雑種地になっているところも結構町内にあると思うんですよ。それでね、経済課のほうにね、農転でもすれば分

かるんですね、宅地になったとか、それは確認できると思うんですけど。農転しないでそのまま放棄した農地は、調べなきゃ分からないと思うんですよ、現況調査というのをね。税額としては、大分農地と宅地では開きがあるということで、課税のほうもね、大分上がると思うんですよ、課税がね。今、私が言いたいのは、その現況調査というのを税務課としては定期的に行っているのか、もし行っているとすれば年間どのような形で現況調査をされているのか、その1点をお聞きします。

資産税係長 今、内田議員からの御質問に対して回答します。まず、現況調査については、毎年年末年始、固定資産税の課税があくまで1月1日時点でどのように使われているかというのを判定しますので、年末年始に大体3日から5日間ぐらいを町内を巡回して回っています。航空写真とかからも分かるものもありますし、農政部局からの情報提供ですとか、農地パトロールの結果ですとか、あとは地目変更があったところすとか、ふだんから見ている中で気づいたところすとか、そういったところを判断してリスト化して、これを年末年始に回ってます。これが農地、もう農地としてみなせないですとか、そういった場合は翌年度から、基本的にはおっしゃられた雑種地というような取扱いにすることもございます。実際にその令和3年中に、年度中に農地から雑種地に変えたりすとか、雑種地から農地に変えたりすとか、どちらも実施をしております。以上です。

内田委員 今回の調査が年末年始の3日間で行っているというお話なんですけど、何で年末年始なんですか。1月1日課税だからそのぎりぎりで行っているということだと思うんですけど、1年間あるわけですね。その3日間ですべて松田、寄地区、網羅を本当にできるのか。私はちょっと考えられないと思います。ふだんから定期的に計画して、実際の目で、足で運んで目で見て台帳と照らし合わせるすとか、そうしないとね、3日間ぐらいではできないと思うんですよ。それはどうですかね。

資産税係長 やはり資産税係だけでは、3日間ですとか5日間とかで回り切る、全部を要は回って見るというのは厳しいです。なので、ふだんから航空写真等をよく見

ながらですね、あとは宅地関係の異動についても参考になりますので、まずそういう形で見ると。あとは、先ほど申し上げました、やはり農政のほうでパトロールを定期的にやっていますので、それはそのたびに報告を受けたりですとか、スポット的にじゃあちょっと現地を見に行ってみようですとか、そういったことはやっていますが、大きくまとめますと、あくまでその年末年始には回っているのですが、ただ、そこだけではないですよというような回答にはなりません。今後についても、おっしゃられた意見を参考にさせていただいて、定期的に回るですとか、年末年始だけではなくてというのは考えております。以上です。

内 田 委 員 長 結構です。

委 員 長 ほかにございますか。

古 谷 委 員 長 31ページをお願いします。ちょうど中段辺りですね、戸籍住民基本台帳手数料というところがありまして、備考欄にコンビニ交付手数料16万何がしありますけども、これは窓口で取ってもコンビニで取っても多分印鑑証明等は300円だと思っただけなんですけども、その総数なのか。そうすると、300円ですと、ちょっと計算してみましたら565件という金額になります。マイナカードで私も何回か取りましたけど、コンビニによってはちょっと取りづらいところもありましたので、増える傾向があるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

町 民 課 長 こちらはですね、コンビニのマルチコピー機を使ってマイナンバーカードで住民票と印鑑証明だけが取れるような形なんですけども、こちらを取った場合、御本人さんからは300円の手数料なんですけども、逆にコンビニのほうにうちのほうで手数料を支払うという形になっております。現在ですね、マイナンバーカードが7月末で44.4%の取得となっておりますので、今後はですね、コンビニの交付が伸びていくという形で予想しております。

古 谷 委 員 長 300円で割れば565件という金額ですか。565件でよろしいですか。手数料はまた別に払うということですか。

町 民 課 長 手数料は別になっていますので、565件です。

古 谷 委 員 長 分かりました。ありがとうございます。

委 員 長 ほかには。

ないようでしたら、この辺で歳入の質疑を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、これにて歳入は終了させていただきます。

暫時休憩をいたします。再開は10時10分から。職員の入替えをお願いをいたします。

(10時00分)